

答 申 書

和総務審第 1 号

令和6年3月21日

和光市長 柴崎 光子 様

和光市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 崎 晃



公文書の一部開示決定に対する審査請求について（答申）

令和5年12月27日付け和総務第79号で審査諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

- ・実施機関である和光市長が、和光市情報公開条例第7条第2号に基づき、以下の点を不開示とした処分は妥当である。

ア 令和5年6月29日起案の「公益通報委員会第1回会議の開催について（伺い）」の起案に記載されている委員名

イ 令和5年7月4日開催の公益通報委員会第1回会議の会議録における出席委員名及び同会議録中の4頁にある「和光市（黒塗り）規程では」の黒塗り部分

ウ 令和5年7月25日開催の公益通報委員会第2回会議の会議録における出席委員名

エ 令和5年8月28日起案の「公益通報に関する報告書の提出について（報告）」の決裁者、合議者等の氏名

オ 令和5年8月31日付け「公益通報に関する報告書の提出について（報告）」の発信者の氏名及び同報告書第4項「（黒塗り）例規的根拠」の黒塗り部分

2 審査請求及び審査の経緯

- (1) 令和5年9月8日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、実施機関である和光市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成30年度以降で、公益通報に関する委員会等の開催状況を知れる書類一式、あればその議事録」の公文書開示請求を行った。
- (2) 令和5年9月19日、実施機関は、「一時期に開示請求が集中し、開示請求に係る

公文書が大量であり、内容確認等の開示手続事務に時間を要する」ことを理由に、開示決定期間の終期を同年9月22日から同年11月7日に延長した。

- (3) 令和5年10月23日、実施機関は、対象文書の一部開示を決定した。
- (4) 令和5年11月1日、実施機関は請求人に対し、公文書一部開示決定通知書を交付した。
- (5) 令和5年11月5日、請求人は、実施機関に対し、公文書開示通知書に関し、不開示部分について不服があるとして審査請求を行い、同年同月8日にその内容の一部について補正を行った。補正後の請求人の不服とする部分は、前記「1 審査会の結論」のア～オと同じである。
- (6) 令和5年11月28日、実施機関は請求人に対し、弁明書を提出した。
- (7) 令和5年12月21日、請求人は、実施機関に対し、反論書を提出した。
- (8) 令和5年12月27日、実施機関は、和光市情報公開・個人情報保護審査会長に対し、令和5年9月8日付けで行った公文書の開示請求に対する決定について同年11月5日になされた審査請求について、諮問を行った。
- (9) 令和6年1月19日、当審査会は、令和5年12月27日付けの実施機関による諮問を受け、本件を審査した。なお、当審査会は、実施機関及び請求人に対し口頭意見陳述は行わず、実施機関の弁明書及び請求人の審査請求書及び反論書により、これを審査した。

3 請求人の主張

請求人の主張は、審査請求書の記載によると、次のとおりである。

- ・委員名を不開示にした理由が不明である。開示しない理由として「氏名、職位、所属部分は個人識別性を有し」ということであるが、従来開示を受けてきた文書においては市職員氏名等は開示されてきている。今回のみ開示されない理由はない。

- ・和光市職員の公益通報に関する要綱の記載によれば

第7条 委員会は、委員4人で組織する。

2 委員は、副市長、教育長、企画部長及び総務部長をもってこれに充てる。

となっており職位、所属部分は明らかであるはずで、秘密保持に合理性を見出せない。

- ・和光市の規程にあるのであれば、規程を不開示にする理由は存在しないはずである。

- ・例規的根拠とされているが、例規に示されているのであれば不開示にする理由は見当たらない。少なくともどんな例規に基づくのかを示す必要がある。

4 実施機関の主張

- (1) 実施機関としての考え方

実施機関は弁明書において、実施機関は弁明書において、「実施機関の決定は妥当で

るが、その理由について、不開示部分は、条例第 7 条第 2 号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることになり、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するからとしている。そして、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」における「他の情報」については、東京高裁平成 20 年 12 月 17 日判決の考え方にに基づき、一般人が知りうる情報に限定せず、当該個人の近親者や関係者のみが知りうる情報をも含むと解釈している。

こうした解釈に基づき、委員の氏名はもちろん、職位や規程の名称を開示することで個人が特定されうるために非開示としたというのが実施機関としての考え方である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 実施機関の主張の概要

実施機関は、前記のような考え方に従い、以下のすべてが条例第 7 条第 2 号に該当すると主張している。

- ① 令和 5 年 6 月 29 日起案の「公益通報委員会第 1 回会議の開催について（伺い）」の起案に記載されている委員名
- ② 令和 5 年 7 月 4 日開催の公益通報委員会第 1 回会議の会議録における出席委員名及び同会議録中の 4 頁にある「和光市（黒塗り）規程では」の黒塗り部分
- ③ 令和 5 年 7 月 25 日開催の公益通報委員会第 2 回会議の会議録における出席委員名
- ④ 令和 5 年 8 月 28 日起案の「公益通報に関する報告書の提出について（報告）」の決裁者、合議者等の氏名
- ⑤ 令和 5 年 8 月 31 日付け「公益通報に関する報告書の提出について（報告）」の発信者の氏名及び同報告書第 4 項「（黒塗り）例規的根拠」の黒塗り部分

イ 請求人の主張に対する反論

また、実施機関は請求人の主張に対し、次のように反論している。

- (ア) 委員名等を開示することで、そこに名前のない委員が公益通報の対象職員であると特定されるおそれがある。また、別の理由で委員会に参加できなかった委員が公益通報の対象職員であると誤認され、当該委員の権利利益を害するおそれがある。
- (イ) 規程、例規には特定の範囲の職員のみ適用されるものがあるため、公益通報の対象職員に適用される法令名や条項が明らかとなると、公にされている当該職員に係る他の情報や当該職員の近親者や関係者のみが知っている当該職員に係る他の情報と照合することにより、公益通報の対象職員が特定されるお

それがある。

5 審査会の判断

(1) 諮問の対象

諮問の対象は、令和5年9月8日付けで行った公文書の開示請求に対する決定である。

(2) 不服の利益

請求人に不服の利益は認められる。

(3) 不開示情報該当性

ア 令和5年6月29日起案の「公益通報委員会第1回会議の開催について（伺い）」の起案に記載されている委員名については、これを開示することで、ここに名前のない委員（職員）が公益通報の対象であることが特定（誤認も含む。）されるおそれがあり、条例第7条第2号に該当する。

イ 令和5年7月4日開催の公益通報委員会第1回会議の会議録における出席委員名及び同会議録中の4頁にある「和光市（黒塗り）規程では」の黒塗り部分については、これを開示することで、規程によっては、適用される職員の範囲が限定されているため、他の情報と照合することで個人が特定されるおそれがあり、条例第7条第2号に該当する。

ウ 令和5年7月25日開催の公益通報委員会第2回会議の会議録における出席委員名については、これを開示することで、ここに名前のない委員（職員）が公益通報の対象であることが特定（誤認も含む。）されるおそれがあり、条例第7条第2号に該当する。

エ 令和5年8月28日起案の「公益通報に関する報告書の提出について（報告）」の決裁者、合議者等の氏名については、これを開示することで、公にされている当該職員に係る他の情報や当該職員の近親者や関係者のみが知っている当該職員に係る他の情報と照合することにより、消去法によって、公益通報の対象職員が特定されるおそれがある。

オ 令和5年8月31日付け「公益通報に関する報告書の提出について（報告）」の発信者の氏名及び同報告書第4項「（黒塗り）例規的根拠」の黒塗り部分については、これを開示することで、公にされている当該職員に係る他の情報や当該職員の近親者や関係者のみが知っている当該職員に係る他の情報と照合することにより、公益通報の対象職員が特定されるおそれがある。

6 結論

以上により、実施機関である和光市長が、和光市情報公開条例第7条第2号に基づき、以下の点を不開示とした処分は妥当である。

ア 令和5年6月29日起案の「公益通報委員会第1回会議の開催について（伺い）」

の起案に記載されている委員名

イ 令和５年７月４日開催の公益通報委員会第１回会議の会議録における出席委員名及び同会議録中の４頁にある「和光市（黒塗り）規程では」の黒塗り部分

ウ 令和５年７月２５日開催の公益通報委員会第２回会議の会議録における出席委員名

エ 令和５年８月２８日起案の「公益通報に関する報告書の提出について（報告）」の決裁者、合議者等の氏名

オ 令和５年８月３１日付け「公益通報に関する報告書の提出について（報告）」の発信者の氏名及び同報告書第４項「（黒塗り）例規的根拠」の黒塗り部分

７ 補足（原処分及び追加開示決定並びに理由附記に係る審査会からの付言事項）

条例第７条第２号により不開示決定をする場合には、開示した情報から、結果的に個人が特定され、不開示決定の意味が没却されるようなことのないよう、開示する情報と不開示とする情報について、慎重に検討されたい。

以上